

第 12 回熟議『学校選択制』議事内容（平成 24 年 9 月 19 日）

事務局

おはようございます。本日第 12 回目の熟議となっております。これまでの熟議で各グループでの議論をして頂きまして、整理いたしましたものを、前回、とりまとめ案という形で、まず委員の皆様にご提示させていただいたところでございます。本日は前回頂いた中身につきまして、修正をしていることと、それから、一部、前回までにお示し出来ていなかった内容等がございますので、そこをファシリテーターとも相談しながら、今日をご提示させて頂いております。以前にお配りしている分と同じでございますので、その中身をご一読頂いていることと思っておりますので、残された時間、限られておりますけれども、本日も忌憚のない意見を出して頂いて、実りある中身にしていきたいと思いますので、今日も一日どうぞよろしくお願いいたします。

ファシリテーター

それでは早速ではございますが、お手元の次第に基づきまして、進めて参ります。議事内容としましては、前回に引き続き、熟議の議論の整理について、となっております。項目毎に内容を整理した資料は、前回皆さんに途中までご確認頂きましたが、頂いたご意見を基に加筆修正しております。今回は次回に向けて、報告書（案）ということで、皆さんにお配りしております。事務局からその内容について、また、この熟議の最後の結びの言葉となります、「終わりに」という最後のページについても、併せて一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料の説明）

ファシリテーター

報告書は昨日までに、皆さんのお手元に届いているかと思いますので、一度ご一読頂いているのではないかと思います。そういう事で、今事務局からの詳しい説明は割愛されました。早速ではございますが、何かご質問、ご意見がございましたら、遠慮なくご発言を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

委員

前回時間切れで中途半端に終わった部分があると思うんですが、今日はどこの部分からまず意見を言っていけば良いんでしょうか。

ファシリテーター

お気づき頂いたところからで。

委員

構わないですか、分かりました。それでは、前回 16 ページの 5 という辺りで一旦区切りが付けられたかと思っておりますので、それ以降について、何点か意見を申し上げていきたいと思っております。

一つは 31 ページの d のところに「学校選択の希望調査」とありまして、「通学区域の学校を希望する場合は、申請書の提出は不要とする」と明記されております。確か私の記憶では、熟議の過程のなかで、一つの案として、全児童保護者から希望を聞くという方法もありだろうという意見があったと思います。これだと通学区域の場合は申請書は不要ということですが、一つの考え方として全児童保護者から意見を聞くという方法論もありかなと思いますし、そういう意見があったと思っております。

それから、その次の項の e の「抽せん」ですが、最後に「繰り上げにならなかった場合は、通学区域の学校を指定校とする」と明記されているんですが、これも熟議の時に申し上げたと思うんですが、抽せんによる場合、例の複数希望を書いてもいいんじゃないかという話のなかで、それと同時に絶対的に保障される場合として、通学区域の指定された学校ということと同時に、きょうだい関係とか、あるいは中学校の関係とかというものも、加味されてもいいのではないかという意見もあったと思うんですね。f のところには「選択における優先」ということで、a ないし b、あるいは c ということで触れられてはいるんですが、繰り上げにならなかった場合、必ずしも通学区域の学校を指定校とするというふうにしなくてもいいのではないかという意見もあったはずですので、そのへんの加味についてはどうか、というふうに思っております。

それから、38 ページの b の前橋市のところですが、「校区外の学校を選んだ児童生徒や保護者が居住地の」と書いてあるんですが、これは当たり前の話だと思うんですね。前からご提起申し上げているように、自治会や子ども会活動への参加が希薄になっているというのは、全日本的な課題であって、学校選択制とどうリンクされているかというのは、もうちょっと丁寧に議論する必要があるかなと思っております。それは前から指摘しているところですが、それと校区外の学校を選んだら地元の子ども会とか自治会に参加をする割合が少なくなるのは、先程言いましたようにこれは当たり前の話なんですが、これをもって学校と地域の関係が希薄になるというところの論理構成というのは若干飛躍があると思っております。前橋市はというところのくだり、前橋市がこういう現象をどういうふうにとらえてこういう結論を導いたのかというところをもう少し丁寧に書いて頂いた方がいいのではないかと思います。

それから、46 ページのマル 2、「学校選択制と調整区域の関係の整理」の a のとこなんですけど、ここのところは熟議の中で、こういう議論があったのかどうかちょっと記憶に

ないのですが、熟議のどこのところをとらまえてこういう記載になったのかというのをご説明頂きたいと思います。

それから、50 ページ、「変則的な通学区域について」というところで、「A 区と B 区に跨る通学区域において」とあって、マル 1、マル 2、マル 3 と書かれているんですが、私は A 区と B 区が共に学校選択制を採用した場合、例えば隣接校区の場合は B 区に居住していても、A 区の学校を選択するということが、区どうしの協議というか、調整によって可能であってもいいのではないかと。そこがこの選択肢から漏れているので、そのへんも熟議の中で、隣の区の学校への就学というのは議論になったと思いますから、そのへんの記載もご検討頂ければと思います。

最後に、「終わりに」の上のところですが、「通学区域の変更との関係」ということで、例えばとありまして、「平成 26 年度の通学区域は前年の平成 25 年度当初には確定させて」と、こうあるんですが、ここまで断言できる事務的なプロセスというか、26 年 4 月から学校選択制を導入する場合は、平成 25 年の 4 月までには校区の変更は絶対確定させておかないといけないと、それ以降については平成 27 年度以降の学校選択制になると、こういうふうに断言しておられるんですが、実務的にどうしても平成 25 年度当初じゃないといけない理由というのが、もうひとつ良く分からなくてですね、なぜ 7 月だったらダメなのか、8 月だったらダメなのかというところが、ちょっとここからは読み取れなかったので、もしどうしても 25 年 4 月までに確定させないといけないという理由がありましたらご説明して頂きたいと思います。以上です。

事務局

まず 31 ページの d の「学校選択の希望調査」で、二つ目の点で「申請書の提出は不要とする」というふうにしております。これは標準的なモデルの例示ということでさせて頂いておりますので、ご指摘のとおり、申請書は基本回収という形ですることでも可能ですので、ここにつきましては両論併記をしていきたいと思っております。当然一つ目の点で学校希望調査の票については全員にお配りをして、校区外の学校を選択される場合に申請書を出すと、校区の学校を希望する場合は出さないというやり方ですけれども、そうでなくて、全て出して頂くというやり方もありますので、両論併記をさせて頂きたいと思っております。

それから e の「抽せん」の三つ目の点で、補欠の「繰り上げにならなかった場合、最終通学区域の学校を指定校とする」ということでございますけれども、これも一例といえますか、通学区域の学校を必ず保障するとした場合、こういう形になるのかなということでございますけれども、通学区域の学校プラス、例えばきょうだいとかですね、ご指摘のように距離とかで優先の方は、必ず就学を保障するということであれば、最終補欠で繰り上げとならなかった場合は、必ず保障するとされる学校に戻るというやり方もありますので、これについても両論併記させて頂きます。

38 ページの前橋市のくだりですね、bの三つ目の点ということで、これは前橋市がこういった理由をあげて選択制を廃止しておるということでお聞きをしておるんですけども、もう少し丁寧にということでございますので、再度前橋市の方にはご事情も含めて再確認をさせていただいて、どういうふうに加筆修正するのかというのを相談させて頂きたいと思います。

46 ページ、「学校選択制と調整区域の関係の整理」の A の学校選択制を実施する区の部分ですけども、これは事務局の検討資料の方で述べていた部分でございまして、ここについて特段のご意見等はあまりございませんでした。もしこれについてご意見ございますようでしたら、これからでも結構ですのでご意見を頂ければと思います。

51 ページの 1 年前に校区を確定させて、というくだりでございます。これはですね、各学校の受け入れ人数の算定というのはどうしても 25 年の 5 月くらいから 7 月にかけて、各学校のですね、来年度の就学予定者、今後数年間の児童生徒数の見込み等を考慮して 26 年度にその学校の新入生をどれだけ受け入れるのかというのを算定します。その時のベースになる、例えば校区を前提にしていますと、校区にお住まいの 5 歳児の方、4 歳児の方に人数というのは考慮しないといけませんので、その時には通学区域というのは 26 年度通学区域はこうだというのは確定させる必要があるというふうに考えております。ですので、25 年 4 月に 26 年 4 月に校区はこう変わりますよ、というのが決まっていまして、その予定で算定することは可能でございます。ただ 25 年の 8 月になってから急遽変わるということになりますと、受け入れ人数からやり直しになってしまいますので、もう既にその時点では公表をしなければならないという時期だと考えておりますので、25 年の春にはですね、確定をさせて頂きたいということでございます。

それからもう一つ 50 ページでございます。50 ページの 6、「変則的な通学区域（区をまたがる通学区域等）について」の考え方でございます。この場合は基本的に、A 区、B 区がどのような就学制度をとるかということ、それからもう一つは区間の協議によると、ということが大前提で、どういうやり方をしていくのか決めて行く必要があると考えておりますので、ご指摘のとおり A 区と B 区の協議で、区をまたがる学校選択というもの、一つの検討の方向だとは考えております。ただ、制度が A 区と B 区で合致してないと、やはりなかなか難しい部分がありますので、そこは区間で協議なり、教育委員会が入っての調整が必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

委員

ありがとうございます。一番最後の「終わりに」の上のところなんですけど、きっと今 24 年の 9 月も終わろうとしておりまして、一か月一か月が非常に微妙なタイミングになってきますので、今おっしゃったタイムスケジュールでもかまわないのですけど、一応ここが期限だというのはポイントになると思いますので、今おっしゃった理由というのか、もう少し具体的に、ここまでに決めないとダメだというような事は、ちゃんと書いておいて

頂いた方が、ここにも表現はされているのですが、理由も分からないのでご明記頂いた方がいいと思います。

事務局

それでしたら、51 ページでは文章の方になっているんですけども、今後のスケジュール感ですね、一番大きいのは先程ありましたとおり学校案内等を全家庭に配付するというのが他都市の事例を見ましても 2 学期に入れば、ちょうど今頃にはご家庭の方に届かなければ、やはりご家庭での検討できる時間がないと。だいたいどの自治体も、この夏休みぐらいに印刷をしているというのが一般的ですので、それを逆算していきますとね、必ずしも 4 月当初ではなくて 4 月中でも良いと思いますけれども、そこは区の事情によってまた調整させていただきますけれども、なるべく年度当初にはですね、そのへんの仕組みを確定させてですね、後の作業で遅くとも 2 学期頭には周知ができると、学校案内としての周知ができるといったところですので、ちょっと文章ではですね、委員がおっしゃるように分かり難いところがありますので、その下に参考にこういう事務の流れになりますというのを書くというのも一つの方法かと思いますので、そこも含めて考えさせていただきます。

委員

委員がおっしゃった事についてなんですが、31 ページの調査の件ですね、d のところですけども、申請書の提出は不要とするというところは結構重要だと思っていまして、やはり保護者の受け手の側から言えば、申請書を書かないといけないという手続きというのは割と煩雑といいますか、やっぱり迷うと思うんですね。指定校というのは定まっているのが前提ということで、熟議の何回目でしたか、1 回まるまる使ってやらせて頂いたと思うんですけども、そういう経過もありますので、指定校というのはやはり保障されるというか、安心して、そこから選択してというふうな手続きにして頂きたいと思うんですね。その手続きにするのであれば、指定校を希望する場合は特段、申請書の提出は不要ではないかと私は思います。

抽せんの実施校の件なんですけれども、きょうだい関係も、学校選択できょうだい関係があればという場合だったと思うんですけども、そういった場合に、例えば指定外就学の許可のところ、それが緩和されるのであれば、特段学校選択できょうだい関係のあるところというのを選ばなくても済むと思いますので、そのあたりは、学校選択の方がどちらかというややこしい、保護者の側から言うと抽せんを待つて、ということになりますので、早いうちに就学先が決まるような制度になればいいのかなと思います。

あとですね、38 ページですね、前橋市の件なんですけれども、これは A グループの中で委員が仰っていて、話題にもなったと思うんですけども、これの根拠を前橋市に聞くのは聞いて頂きたいと思いますが、それでしたらメリットの方もほとんど同じことだと思うんですね。根拠に乏しいというか、数字がはっきりと上っているのかどうかとかですね、

メリットの内容について、例えば学校がどれだけ活性化したかとかいうことについて、具体的な事例というのはほとんど出ていないと思うんですね。頂いた資料の中でもそれほど見かけられなかったと思うんです。それに比べましても、例えば地域との関係が希薄になったとかいうことに関しては、私が見る限りではホームページ上なんかでも、例えば町内会のお祭りが学校選択制の後、開催出来なくなったとか、そういった事例も見受けられると思いますので、ある程度それは具体的にあるのではないかなと思っています。デメリットには根拠があると思います。

最後のところですね、51 ページのところですけども、期限について、年度を定めてというか、期限を切って、そこに向かってというのも分かるんですけども、私達保護者の側からしましたら、やはりどういう制度が子どもにとって良いのかということを中心と考えて頂きたいと思いますし、期限を切ってここまでにしないといけないから、やっつけで制度を作ってしまうとかですね、そういう事は絶対にやめて頂きたい事なんですね。出来るだけ期限を切るとかではなくて、周知に力を入れて頂いて、内容を検討する、市民、区民が内容を検討する時間を与えて頂きたいと思っています。以上です。

事務局

それではお答えさせていただきます。31 ページの分ですけども、このいわゆる申請書を希望者のみ提出してもらうのか、あるいは全員提出してもらうのか、その上に書いておりますように、学校案内、これに希望調査票を添付して配りますから、まずこの申請書というのは全家庭に配付されることになります。その申請書の取り扱いの手続きだと思うんです。この希望者のみ出しているというのは、東京都区部の方では大体このやり方を今現行ではやっているといったところです。ただやはり保護者の意向をはっきり確認するためには全員から申請書をもらうといったところも、その意味でははっきりするのではないかなと思います。ただ現実問題と致しまして、現実にならなければ分かりませんが、この保護者からの申請書が具体的に全員返されてくるのかという現実的な問題があります。例えばこれは一定の期間を決めないといけませんので、やっぱりその期間に例えば区役所、我々教育委員会、各学校からですね、プリント等でですね、周知をしましても、現実問題 100 人おれば 100 人とも返ってくるとは、これはちょっと思えない状況があります。その時に返ってこない申請書をどう取り扱うのかという問題は当然あります。かといって誰かが家庭を一軒一軒回って集めるのかというのは非現実的なことです。やはりそういう場合に、仮に全員に出してもらうという取り決めにするにしても、現実問題返ってこない申請書、これをどう取り扱うのかということを、これは事前に決めておく必要があるかなと思います。返ってこなかったからこうしますではなくて、これは事前に決めておかなければトラブルのもとになりますので、そういった問題と、先程申しました申請書の問題と、熟議では別にどちらのやり方もありますので、両論併記をしますけれども、実際今後の議論の中では、どちらがより現実的な観点なのかという意味で整理をすればどうかとい

うふうに思います。

それから抽せんの方で今委員からきょうだい関係の話がありましたけれども、指定外の方で、今きょうだい関係を認めていますのは転居とか、そういう特別な事情を留意した場合という形になっておりまして、この間、指定外基準の中で、単なるきょうだい関係で、というよりも、むしろその前には転居に伴って今我々教育委員会の方に、あるいは区役所の方に、お問い合わせがあるのは転居した場合に、きょうだいの上の方は従来の学校へ行けるけれども、下のお子さんが今年度は行けても次年度以降転校しなければならない、その場合きょうだいがバラバラの学校になると。そういう意味できょうだい卒業するまで一緒に学校へ行けませんか、というような問い合わせがありますので、単なるきょうだい関係でおっしゃっている訳ではありませんので、そういう意味で言いますと、選択制と指定外基準は、きょうだい関係でいいですと微妙に差があるというふうに思いますけれども、そこも整理していく必要があろうかと思います。

それから、前橋市の方はですね、前橋市さんがホームページで出している文言をほぼそのまま踏襲して書いているんです。これをどう整理するかというのは前橋市さんの事ですので、こちらの方で文言はなかなかいじれないんですけれども、ただ委員が言っておりましたとおり、ここに至った経緯みたいなものをもうちょっと書けませんかという趣旨もございましたので、その点は前橋市の方に、今一度確認をして、書けるような表現があれば追記はしますし、前橋市の方がこの事に関してはこれ以上の事はありませんということであれば、表現は、これを変えるというのは難しいと思いますけれども、今一度そういう意味で確認はしたいと思います。

地域との関係はですね、この間我々も他の自治体に聞いていますけれども、正直言います自治体によってさまざま認識は異なっておりますので、どれが正しい、どれが間違いというのは、なかなかないと思いますので、事務局と致しましてはこの地域の問題に関しましても、出来るだけ聞き取りをしました内容をそのまま載せるという形でしていこうと思います。

それから最後の 51 ページの期間の問題でございますけれども、当然この以前に保護者の方に制度の周知をするといったところは大前提のことでございますので、その事を踏まえたうえで、具体的なスケジュールの一環として、このように年度の関係でいいですと、一定通学区域も含めまして、確定をしなければならないのではないかと考えてますので、先程言いましたようにこの文章だけではなかなかちょっと表現が理解が難しいところがございますので、この下に一応例という形で、今後のスケジュール案というものを書かせて頂きますと、見て頂いた保護者の方も、この時期にこういう事をするのかというのが、より分かりやすくなると思いますので、その点は分かりやすいように訂正をさせていただきます。以上でございます。

委員

31 ページの抽せんの件なんですけれども、先程委員がおっしゃったように繰り上げにならなかった場合は通学区域の学校を指定校とするという表記についてはですね、全体の会議ではこういう話はなかったかちょっと分かりませんが、グループ別の議論の中ではですね、私は B グループだったんですけれども、結局、委員もおっしゃったようにですね、一応通学区域を前提とするという事を共通認識としている中で、繰り上げでなかった場合は通学区域の学校を指定すると言う事は、私の記憶では B グループにおいてはこういう話は出ておったと記憶しております。参考までに。

事務局

その抽せんというのはですね、通学区域、考え方でその下の優先という形で列挙していますように、いろいろな考え方がありますが、基本的には今、委員が仰ったように、熟議ではこの通学区域というのを踏まえるべきだというお話があったのは事実ですので、そういう意味でここに書いておりますけれども、ただ委員がおっしゃるように、組み合わせによりましたら別に通学区域を否定するものではありませんけれども、通学区域と併せて、きょうだい関係、ここで言うきょうだい関係とか進学中学校がですね、実際はですね、小学校の選択というよりは中学校の選択の時に出てくる項目かと我々は思いますけれども、ここの下ですね、32 ページのアンダーラインを引いておりますけれども、施設収容面で書いておりますけれども、そういう意味で4点あるわけなんですけれども、この間、委員の皆様にご説明させて頂いておりますように、やはり収容面に限りがあること、これは事実でございますので、そういう意味でいいますと、委員からありましたように、熟議においてはこの通学区域の学校に就学できるといったところを整理しましたと、ここでも補記しておりますので、こういったところで具体的に考えていくことになろうかと思っております。

委員

つい最近 A グループの方で私がコメントさせて頂いた内容について触れておいて頂きたいなというところがございますので、29 ページの「学校選択制の選択の機会・対象者」というところで、選択する機会としては小中学校の入学する際に一回のみとするというのは良いと思うんですが、転入者在校生についてはうんぬんとありまして、学校選択の手続きについては多分前年度の秋口ぐらいから始まるんだろうなと思いますけれども、例えば年長さん、小学校 6 年生で、お正月に引っ越してきた場合、転入生でも在校生でもございませんと、新入生になるんだけれども、学校選択制の手続きが始まっているところで、ではこの子どもたちは拾えるのかどうするのか、転入生の扱いになるのかどうかというところは、結論出たかどうか分からないんですけれども、運用できるのかどうかというところが課題の一つだったと思うんですね。だから実際ありうる話だと思うんで、ここのところで、新入生なんだけれども、学校選択の事務手続きが始まった以降に入ってきた、いわ

ゆる新入生にあたる子どもたちの手続きどうするのか、そのまま新入生にするのかどうかというところは、ここで触れておいて頂かないと、多分後でこうなった場合はどうなるんだろうというトラブルが起こる可能性があるので、こういうところで触れたいと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。Aグループで委員からそういう意見があったのは事実でございます。具体的に言いますと特にマンションですね。マンションなんかはよく3月の新年度にむけて竣工するというマンションがやはり新築のマンション、これは多くございます。そうなりますと、やはりその段階で住民票の異動云々となつて来ますと、やはりそのマンションに入居するというのはそのしばらく前に、分譲などではそうなる場合がありますので、そこと事務的にどう拾うのかというのは実務的なところがありますけれども、ここではそういったところでの考慮のところは表現が抜けておりますので、そういう表現は盛り込む方向で検討したいと思います。

委員

45 ページのところなんですけれども、その4番に「各手法の関係」というところがありまして、「学校選択制と指定外就学の基準」というところなんです、以前にもお話をさせていただいたんですが、この指定外就学の基準、大阪の方で非常に厳しいということで政令指定都市の一覧表等も出して頂いてですね、これを緩めることによって、かなりいろんな要望、保護者の要望も聞けてですね、学校選択制に至らないという都市も多々あるとお聞きしているんですけれども、そのへんですね、この中で指定外就学の基準をどうするんだということが十分議論をされていないのではないかなというふうに感じておりまして、それによってずいぶん選択制の問題等がですね、変わってくるのではないかなと思っていますんですけれども、そのへんどのようにお考えでしょうか。

事務局

45 ページから 46 ページに関しましては、この間大きく学校選択制と指定外基準の緩和という大きな二つのカテゴリがあったと思いますので、この a、b、c というのは、その組み合わせを順番に見て行って頂いたら分かりますように列挙をしているところでございます。a はどちらも選択制を実施して指定外基準を緩めてしまう。b は選択制実施するけれども、指定外基準は現行のまま行きますよと。c は今、委員がおっしゃったことによく似ていると思うんですけれども、選択制を実施しないものの、指定外基準は緩和しますよと。やり方と組み合わせとしたり、それとその他に書いてありますように現行のままでいきますよというのもやり方の一つとしてあろうかと思います。この間ですね、実は指定外基準、大阪市におきましても、その基準は持っておりましたけれども、この前委員の皆様にご説

明させて頂いたように、例えば転居とか就労の問題とかごく限られた、事由が限定されておりますので、やはり大部分の保護者がですね、現にこういう基準があるといったところは知らないというのが大部分のところではないかと思います。ただ今後ですね、各区の方でこの熟議の中身に基づいて、意見集約を区長さんを中心にやって頂こうかなと思っておりますけれども、その時には制度の説明を今一度することになりますけれども、その時にはここにありますように、選択制の問題、それから指定外基準の問題、こういったものも全てご説明をして頂いて、例えば委員からありましたように、選択制をとるのか、指定外基準をとるのか、どちらもとるのかとかいったここに書いてある組み合わせをその区においてどうするのかといったところも、区長さんに意見集約の一つとして、して頂こうかなというふうに思っております。

委員

今、事務局からお話があったので理解出来たんですけれども、そうしましたらですね、52ページの「終わりに」のところの点でいうと上から5個目のところでは、「就学校の指定制度の各手法について素案を作成し」で事務局が作ると。で6個目のところでも、「本市の実情に即した改善の手法案の作成をお願いします」というふうに熟議から教育委員会に言う事になっていますね。それで7個目が読み方によっては誤解をうけるんじゃないかと思うんですね。「次に教育委員会の区担当理事を兼務する各区長におかれましては、この報告書や教育委員会で作成する案で述べられる就学制度の手法、主に学校選択制と指定外基準の拡大について、制度の利用者である、」つまりですね、この案自体が学校選択制や拡大を認めているようなニュアンスをここで文言的に取れるんじゃないかと思うんですね。それを区長は周知しろと。それでその後ですね、「就学制度をどのように改善していくか」この「どのように」がですね、いわゆる教育委員会事務局では、もうこうして学校選択制をやると、それから指定外基準の拡大もやると、そういうものが出されてきて区長もそれを根回しをして、それを実際に実務的にプロセスとしてどうしていくのかというところを読めてしまうんじゃないかという危惧があるんでうけれども、いかがでしょうか。

事務局

ここの52ページのところですけれども、この間、前回、前々回でしょうか、委員の皆さんにご説明をさせていただいたものですけれども、事務局の方ではですね、この熟議でまとめていただくこの50数ページにわたります、この内容を踏まえて事務局案というものを作ります。当然事務局案ではですね、この内容を踏まえてですから、どの制度が良い、その制度が悪いというようなまとめ方はいたしません。そういう意味では熟議の内容をほぼ踏襲した中身になろうかと思えます。といいますのは、それはいろいろな題材を、各区の方で活かしたいなと、または活かして頂きたいなという意味を兼ねてこうなっておりまして、今、委員が言いましたように、そういう意味で言いますと、ここの下から二つ目の点

の書き方ですが、ちょっと分かり難ということで事務局の方で再検討させていただきますけれども、ここを書いた意図でございますけれども、あくまでも、これ表現の仕方だと思っておりますが、例えば指定外基準の拡大、拡大ありき、という形で書いた訳ではなくて、指定外基準の緩和についてですね、まずそういうものですよと、いうのを説明してもらうという意味で書いたつもりなんですけれども、ただこの表現でこの拡大という言葉が、最初から拡大ありきと、読み方によればそうとられる節もございますので、ちょっとその言葉の表現に関しましては今言いましたように、ちょっと間違った認識を抱いてもらうのは、これは事務局としてもよくないと思っておりますので、そのへんの表現は今一度変えさせていただきますけれども、意図と致しましては、あくまでもこの熟議の中で、考案して頂いたこの中身に関して、特に保護者の方、あるいは児童生徒の方にですね、広くまず周知をして、どういう結論を出すにしましても、周知と理解がなければ正しい結論は出てきませんので、そういう意味でして頂きたいという意味で書いた趣旨でございますので、それがきちっと分かるように、表現は今一度検討させていただきます。

委員

先程の事で確認なんですけれども、指定校変更事由については、これについても区長さんが決めるという事なのか、今までの私の認識では、これは大阪市教育委員会の方で全区共通したもので、これは区によっては変わらないという認識なんです、そのへんはどうなんでしょう。

事務局

そこはですね、実は教育委員会議の方で、教育委員さんとも十分に議論して、一定教育委員会の考え方というのを出したいと、そのへんは事務局案では整理はしたいというふうに思っています。それでこの指定外基準の扱いですけれども、やり方としたらいろいろあるかと、今、委員がおっしゃったように、教育委員会が全て整理するやり方、あるいは区長さんに全て整理してもらうやり方、どちらもあろうかと思えます。また、中身によりましては、今現行の指定外基準と、たまに今回の指定外基準で出てきますのは通学の距離の問題ですとか、例えばクラブ活動とか、たまに選択制の選択理由と繋がっている事由もありますので、その事由によってですね、ちょっと分けると。例えばこの選択制のこの議論をしてもらう訳ですから、指定外基準のそれに密接している、例えばクラブ活動の扱いを指定外基準に入れるのが良いのかどうか、あるいは距離の問題を指定外基準に入れるのが良いのかどうか、という問題も、この選択制をするのが良いのかどうかという形とですね、一緒に区の方で議論してもらうというやり方もありますので、やり方としてはいろいろなやり方がありますので、どのやり方が良いのかというのは、教育委員会議の方で教育委員さんと議論をして、一つの考え方は出したいなと考えております。

委員

繰り返しになるかもしれないんですけども、この熟議の過程で出ていた話では、やはり大阪市全体で統一した指定外就学の緩和の基準というのを出してほしいというのが出てたと思うんです。それはAグループでもBグループでも出ていたかと思うんですけども、それをやっぱりどこかに記載して頂きたいというのと、もう一点ですね、「終わりに」のところで触れられたところなんですけど、指定外就学の拡大、緩和という方向についてなんですけれども、それも熟議の中では、ある程度、現行のままではダメだということは共通認識になっていたはずだと思うんですね。やはりある程度の拡大の方向でということで、何度も話になっていたかと思いますので、これは拡大ということでもそんなに違うことではないのかなと、熟議の結果としては違うことはないのかなと思っています。

もう一つは、最後のところの下から二つ目ですかね、この制度の変更についてですね、手法について、保護者の意見を聞きというところがあったと思うんですけども、「保護者の方を中心として区民の意見の集約を行って頂きたい」ということなんですけれども、このところに、やはりこれも熟議の間に何回か出てたと思うんですけども、学校の役割として地域の拠点といいますか、そういったものもあるという話は何度も出ていましたので、やはり地域の拠点としての学校をどう考えるのかという事を地域住民に諮って行くというプロセスも必要なのかなと思います。以上です。

事務局

指定外基準について今もご意見を頂きましたけれども、いずれにしても分かりやすい表現で、今一度熟議の議論を見ながら、抜けているところはきちんと補記をするなり修正はしたいと考えております。それからこの保護者の方、当然地域の方、地域住民の意見を聞く必要はないという意味ではなくて、そういう意味で言いましたら具体的には保護者という例は出しておりますけれども、区民の意見の集約という形ですので、多分各区長さんの方も、保護者の方だけに説明して、地域住民の方に説明は要らないというようなやり方は多分どの区も取られないと思いますけれども、そういう意味で言いましたら当然そこは盛り込むことは可能ですので、そのへんの表現の追加は考えさせていただきます。

委員

一つだけ確認しておきたいところがございます。先程の指定外就学と学校選択制の関係なんですけど、市が全てを指定外就学について基準を定めるということではなくて、私が今までの中で申し上げたのは、学校選択制と指定外就学というのはお互いに無関係ではありえないですよと、片方を緩やかにすれば片方を厳しくするとか、そういうふうに例示がありますけれども、お互いに関係を持ったものであるという事なんですね。でもまたそれとは別に、指定外就学については隣接区の間はどうするとか、隣接他都市との問題はどうか、そういう共通的な大阪市全体としてもってる部分について、調整しなければ

ならない機能というのも一つあると、それも先のどこかのところで出てくるんですけどね、そういう事があるんだろうと思います。全てを教育委員会で一方的に縛るように決めると言う事を主張したのではないということを申し上げておきたいんですけど、あえて言えば、学校選択制と指定外就学の基準という 45 ページのところに、強いて言えばですね、学校選択制と指定外就学を相互に無関係ではありえないと、この関係を慎重に判断する必要があると、これは具体的に言えば、片方を緩めたら片方を厳しくするとか、あるいは共に緩めるとか、そのへんを非常に慎重に判断する必要がある。またそれとは別に、指定外就学制度については隣接区との調整、特に制度が異なる区、隣が違う制度をやっている場合の調整、それから隣接の他都市、この調整、その他全市的事項としての共通の課題を検討しておく、そういう機能も指定外就学制度にはあるという趣旨で入れれば、より良く分かって頂けるのではないかというふうに思います。

事務局

今、委員おっしゃったのは 46 ページの c の下に点が二つあると思いますけれど、特にその二つ目が委員の意見とよく似ているのかと思いますけれども、ただ考え方としては委員がおっしゃった意見も当然ございますので、ちょっとここの表現を整理をさせていただきます。

委員

3 月からですね、それぞれの区で前の区長さんがフォーラムをやってですね、その時には結局他都市の事例ということで、選択制というのはこういうのがありますよという事があった中でありましたよね。今回のものも結局「終わりに」を読んでいると私が勝手にそう思っているのかもしれませんが、要するにこんな案がありますから区民の方どうですかと言っていたら、前とあまり変わらないのではないのかなと。だから前も言いましたけれども、要するに大阪市でやるとしたらこういう制度なんですと、それに対してあなたたちどうですかということをきちっと示さないと、判断基準がないと思うんですよ。こんな制度もあります、こんな制度もあります、さあどうですかと言われても、どれをするか分からないのに選べないと思うんですよ。だからそのところをきちっと教育委員会議で素案を作るっていう時に、するとしたらこういう案でやりますよっていうことをはっきり言わないと判断できないと思うんですよ、保護者も。だからそのところをあやふやなまあいっているような感じがするのが一つです。それと、保護者だけの意見を聞いたら良いとおっしゃっていた区長さんもいましたので、それは違うのではないかとは言ったんですけど、当事者の意見を聞いたらもういいだろうとおっしゃっていましたので、それも違うのではないかと思いながら今の論議を聞いていたんですけども、ちょっとそのところをはっきりさせて頂きたいと思います。

事務局

今後の意見集約に関してやり方はいろいろあるかと思います。そのやり方はですね、区長さんの方で区の実態に即して考えて頂こうかなというのが今の事務局の案ですけども、その際にはですね、今この中身を全て説明して、作り上げて行くというやり方もあれば、今委員がおっしゃったように、この熟議の中身を見て、まず区長さんの方で、区の事情に即した、その区では具体的にはどういうやり方になるのかなと言う形で区長さんの方で、その区でとられる案はどれなのかなという形で整理をした上でそれを保護者の方、あるいは地域の方にですね、説明して何か意見ありますか、どうしますかというような聞き方もあるかと思いますので、まだ区長会とはどのように意見集約をするのか、今後そのへんのやり方も含めて詰めて行く事になろうかと思いますけども、今、委員がおっしゃったように、その意見集約が散逸しないというんでしょうか、きっちりとした意見集約ができるように、そこのやり方も、それを考えてもらうようにちゃんと詰めていきたいと思っております。

委員

先程の指定外基準の緩和の話なんですけど、私が B グループの中で言ったのは、やはり指定外基準というのは、その人たちの願いはなるべく叶えてあげるのが良いというふうな価値判断のもとで広げていくものなので、あまり区によって変えるというのが好ましいのかどうか、安定的な運用ができるのかというところに私は不安があったので、少なくともその部分は全市的にこれが必要だというところの共通認識をもって運用していくのが、やはり責任ある学校教育としてあるべきではないかというふうに思っています。その意味でこの 46 ページのところでは、a、b、c と書いた後に、区ごとに学校選択制をどうするかを決めるんだったら、指定外基準もバラバラでもいいのではないかという意見だけが書いてあるんですが、大勢の意見としてはね、やはり必要な方のニーズを満たすというところが大きい声だったと思うので、指定外基準については一律必要な部分についてしっかり決めてい行くといった意見もあったこともちゃんと入れて頂いたうえで、このバラバラという意見もあるというふうに書いていただく方が、熟議の皆さんのご意見は反映できるのではないかというふうに思っています。それから先程委員もおっしゃいましたが、保護者の意見だけを聞けば良いのか、それで選択にだけ応えれば良いのかというと、それは全く違うと思います。その意味でこの 23 ページのところで改善に向けた観点というところが、やはり一番大事なところで、こういう事を実現するためにどうしていくべきなのかというところを考えるべきところだと思います。先程地域との関係についていくつか意見がでたんですが、学校教育というのは、別にその祭りの存続をさせるわけではなくて、地域で何が大事かということ、地域が子どもを支えるすごく大事な教育資源であって、教育にとって凄く大きな効果があるという部分が大事なんだと思うんですね、だからこの整合性をはかるってというような事ではなくて、これは前回も申し上げたんですが、大阪において地域は重要な

教育資源として役立っている、その事と、学校との関係を途切らせないようにするというような、現状の良いところを伸ばすための制度設計は何かという観点で、ここは是非考えてもらいたいというような表現に変えて頂く方が、地域の顔役の顔色だけ見て決めるのではないとか、そういうようなミスリーディングを避けられるのではないかと思うんですね。やはり地域は学校教育において本当に重要な資源だと思いますので、そこが分かるような書き方をして頂けたらなというふうに重ねて申し上げます。それから前回少し申し上げて反映されてなかったのもので、再度質問なんですけど、8 ページのところ、平成 18 年とか 20 年とかの状況しか書いてなくて、その後の 4 年については文科省には問い合わせたということだったと思いますが、その 20 年度以降学校選択制を採用した学校とかやめた学校とかの動向はどうだったのかというのはご報告頂きたいと思います。

事務局

まず、46 ページのところは、今、委員からありましたけれども、どちらの意見もあるという形での表現は、委員からもありましたように、それは修正というか加筆をしたいと思います。それから 23 ページの下は、地域との整合性ということで、整合性という意味が、もう一つ分からないといったこともございますので、これまでの方針における地域の学校教育における役割等ははっきり書くように、表現はそういう意味では修正はしたいと思っております。

それから全国調査の件なんですけれども、文科省に確認しましたところ、全国自治体は悉皆で調査した直近のデータが 18 年度でございまして、以降は悉皆では調査はされていません。20 年度の文科省のアンケートについては抽出調査でして、都道府県が学校選択制を導入している、導入していない 3 自治体を選んでみると、それからここには資料はございませんけれども、内閣府が規制緩和の関係で調査をしております。それは市の教育委員会、区の教育委員会に限って調査をしております。町村の教育委員会には聞いていないという事で、全国悉皆で自治体調査をしたケースで言いますと、この 8 ページに記載している、平成 18 年 5 月 1 日現在の全国自治体調査が直近の数字です。文科省の担当者に聞きますと、その後の増減については新聞報道等でしか調査をしていないので、新聞報道等でしか確認は出来ませんと、報道では見直した自治体の記事が載る事の方が多いので、全国的に見て増えているのか減っているのかというのはちょっと申し上げられないというお答えでしたので、そういう事で全国自治体の悉皆で調査したのはこの 18 年が直近の数字ということでございます。ですので、増えているとか減っているということの確定は出来ないということでございます。

委員

「終わりに」のところの 4 行目ですかね、そこに書いて頂いてるように、この熟議の大きな目的というのが、子どもたちの最善の利益を図ると、これは当然の事だとは思っているので

すが、それにあたりまして、現場の生の声もちよっと届けたいと思うんですが、部活動について指定外就学の中で、部活動を認めるべきであるというお話がでておりました、43 ページのところで、点の 4 つめのところで、部活動を転居やいじめによる場合と同等に扱うのは適当ではないというような表現をして頂いてるのですが、実際に今までこの中で学校選択制もそうなんですけれども、受け入れ側のキャパの問題で、制約を設けるべきだというお話があったんですが、逆に出て行く側の学校の事を考えましたら、今大阪市内の中学校で、学級数が 9 学級以下の学校がだいたい 20 校くらいあります。その中で教員の定数が 10 名ちょっとという学校がほとんどなんですけれども、例えば部活動ということで、かなり基準を緩めてしまいますと、例えば小規模な学校でグラウンドの関係で例えば野球部が無いと、しかし野球をしたいがために野球部のある近隣のいくつかの学校に子どもたちの指定外就学が認められて散らばっていくというような事が起りましたら、その出て行った方の学校ですね、野球部のない学校にしましたら相当子どもたちが減ってしまう。その関係で教員定数が減ってしまうと言う事が起り得ます。うちの学校もそうだったんですが実際に数名の生徒が小学校から中学校に入っていないということが起った場合に 1 学級減、そのために教員定数が 2 名減になるような、そういう境界のところがあるんです。普通大体 1 学級減れば教員定数 1 減るんですけども、あるところでは 1 学級減れば教員定数 2 名減ってしまう、こういう事で困っている学校いくつかあるんですけども、実際に子どもたちの中には、例えば厳しい話になりますけれども、いわゆる母一人子一人の中で、母の愛情が感じられずに、そして母親はまた別の男性との生活を中心としてしまうと。その中で子どもの心が荒むというそういう中で、若手の先生が必死になってその子どもを支えていると、そういう事でなんとかその学校でその子が学校に通えるような状況にある。その先生との繋がりでなんとかもっていると、こんな子どもたちもおります。他にも例をあげればいっぱいそういう悲惨な状況のなかでなんとか頑張っている、それも心ある先生との繋がりのおかげで頑張っている子どもがおりますけれども、もしもそういう部活動となったらなかなか次の年に教員定数がどうなるか読めないことがかなり多いんですね。住居とかそういう事でしたら、あるいはいじめの問題でもそんなに大きな変動はないと思うんですけども、部活動の場合は相当やはり大幅に子どもたちが他所の中学校へ行ってしまうという可能性もありますのでね、そうすると例えば 2 名の先生が転勤しなければいけないとなった時には、その子どもたちの繋がり、あの先生が絶対転勤したら困るという先生が出て行かなければならないということが実態として起り得ます。そういうことで、この制度が改革されることは大事なことだとは思いますが、この制度の改革の中で、そういう激変になるようなことは出来るだけ避けるべきだろうと。ですから部活動は、ここにも書いてありますように優先順位としては下げて頂いて、その部活動で例えば指定外就学を認める場合にも、厳格な基準を設けて、どうしてもこの子のためには部活同の為に他所の中学校へ行く事も認めるんだという、厳格な基準が必要であらうと。部活動がこの学校にないから、何でもオーケーというような事になれば、その学校で教師の手助けが必要

な多く子どもたちが逆に大きな損害を被るので、この大きな趣旨である、子どもたちの最善の利益という事が損なわれるのではないかなという気がしておりますので、そういう意味でこの部活動は慎重な配慮が必要かと考えております。以上です。

事務局

この部活動に関しましては、グループ議論でも、例えば指定外基準の方に他都市のように入れるべきではないかという意見もあった一方で、指定外基準に入れなくても、例えば選択制をやれば、そういう選択も結果として与えるから、指定外基準に入れる必要もないのではないかというふうな、ある意味で言えばどちらの意見も出されたところがございます。そういう意味でこちらの熟議の方では部活動を入れるべき、あるいは入れないべき、その両論を書いているところではございますが、先程指定外基準に関して一律なのか、あるいは区ごとなのかというようなご意見もありまして、今の部活動も含めまして、それは今後、教育委員会議の中で事務局案を作る過程において、整理はしていきたいと思います。当然今、現場を預かる校長先生の現場の事情もございますので、そういったものも教育委員には説明をしながら、取り扱いの方は考えて行きたいと思っております。

委員

3点あるのですが、1点目に委員がおっしゃった部活動の件では、熟議の中では、例えば吹田市でやっているような拠点校の方式というのがあるのではないかという話は出ていたと思うんですね。数が少ない特殊な部活動については、拠点校を設けて、そこに放課後に行けるようにするであるとか、そういった話も出ていたと思いますので、その辺は参考にしていただきたいと思います。それから、委員がさきほどおっしゃったこととも関連しているのですが、選ぶ人というのは、学校選択制になって選ぶとか、そういう利益があって選ぶわけですけれども、選ばない人の利益というの、子どもたちの最善の利益というところに入れていただきたいと思います。選択制がもし導入されましたら、おそらく学校の教員の増減等にもかなり関わってきますし、冊子を作るとか、学校の事務手続ですね、学校を公開したり等いろいろな負担というのも学校のあると思うんです。それは、地域の学校にそのまま、言いましたら機嫌よく通っていた人たちにしてみれば、もしかしたらそういったことで子どもに目が行き届かなくなったりするのではないかとかですね、そういった、選ばなくてその地域でそのまま学校に通い続けたい人の利益が損なわれることも、可能性としてあるのではないかと思いますので、そのあたりもどこかに入れていただきたいということですね。そして、それに関連するのですが、3点目としていちばん最初、この熟議が始まったころでしょうか、委員がおっしゃっていたと思うのですが、この議論の過程に学校の先生の意見があまり入ってこないということなんですね。地域のフォーラムなんかで聴きましても、説明されるのは先生ではない方で、PTAなどで説明がある時も、先生はあまり話に入っていないということがありますので、できれば、例えばこの区ごと

に話し合いの場が持たれるということがありましたら、熟議の構成のように、例えば地域の、区ごとの学校の校長先生であるとか、一般の教職員の方であるとか、あとは地域の方とかですね、多様な方を入れた形の話し合いの場というのを持っていただきたいと。そうでなければ、学校の現場の運用がどうなるのかということや、細かいところで実際にはそこが一番弊害が出てくると思うんですね。いろんなことで学校の中の小さなことが、子どもに影響するとも思いますので、ぜひそういったことを形にしていきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。まず、意見の集約の仕方の一つだと思うのですが、当然事務局といたしましては、区長さんには幅広い意見の集約をしていただきたいということですので、例えばこういう場を仮に区長さんが設けて議論をしたいというお考えをお持ちの場合は、今おっしゃられたような学校関係者等、そういった代表の方も入れた場というのは、例示としてご説明もしたいと思っております。それから、その前の選ばないという、結果としてそうなるのですが、その方も地元校を結果として選んでいるわけですね。何もしままというのも手続としてはそうなるかもしれませんが、そのご家庭は結果として、校区外の学校ではなくて地元の学校を選ぶといったところでは、検討してもらいますので。ただその関係で、今委員のおっしゃった意見を、どこかに盛り込むかどうかは、事務局で再検討はさせていただきます。それから、クラブ活動に関しましては、今委員の意見がありましたように、教育委員会の中では、幅広い観点から検討、意見交換、議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員

先日港区におきまして、区政会議をやりまして、7月から行いました各PTAのアンケートの集計結果の報告があったのですが、その中で様々な意見があり、これはあくまでも港区の事例であり参考になるかわかりませんが、港区の区政会議において、こども青少年部会というのを設けており、その中で各区民の意見集約とか保護者の方の意見だとか、そういうことを参考にされて、最終的に区長が教育委員会の案をもとに最終的に判断されると思いますけれども、私はあまり懸念していないのは、あくまでも私のところも区長は、区民の意見を吸い上げた中での結論を出されると思っております。それから、さきほど委員がおっしゃったように、学校の先生の意見がなかなか聞こえてこないということなのですが、学校で説明会を行った中で、間接的には学校の先生の意見も多く聞いております。直接的には話は聞いていないのですが、PTAを通じまして、学校の先生の意見を聞いていると思います。そういうかたちで、最終的に各区さまざまな結論を出されると思うのですが、そんなに大きく異なる結論が出てくるとは思っておりません。それは、あくまでも熟議の制度設計に基づいて、最終的に教育委員会で案を出されて、各区で区長の判断で決めるのですが、私はあくまでも最終的には各区民のアンケートあるいは意見を集約したよ

うな形で区長が判断されると理解しておりますので、あまり…。まあ熟議は熟議として、ある程度そのような判断材料としては、区長も考えられると思うのですが、あまり私はそこまで区長は、あくまでも区民の意見を最優先されると認識を持っております。以上です。

委員

失礼します。報告書の中身の書きぶりに話を戻したいと思えますけれども、さきほど委員がおっしゃった 23 ページの就学制度の改善に向けた観点というところなのですが、ここには「子どもの最善の利益を図るため」ということがあります。校長の立場として、この観点の中に、これはグループ討議で最初の方に私がお話をし申しあげたことなのですが、教育の問題として、どんな子どもを育てるのかというあたりの、教育の目標としての観点というのが必要でないかなと感じております。以前お話したことですが、本来子どもが小学校、中学校の義務教育の間に、子どもが乗り越えるべき壁というのか、その壁を乗り越えた時に子どもが感じる達成感とか満足感とか、それが子どもの自信や意欲につながってたくましく生きる子どもに育てることになると思うのです。そういう意味で、この改善に向けた観点の中に教育の目標という意味合いの観点を入れていただきたいと思います。それに関連して、40 ページですが、今の乗り越えるべき壁という話に踏まえて、40 ページの下から 2 つ目のチョボ、「風評や偏見等で特定の学校を避けるような選択行為がなされないよう、保護者への周知や啓発に努めなければならない。」、それからもう 2 つ上の、「風評等で学校選択がされないように、学校は、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供し…」とありますけれども、このあたりのところで、単なる荒れているとかそういう風評で、安易に学校を選択するということは避けるように、これは今私が話した教育の目標というのか、どのような子どもを育てるのかという観点からいくと、そういう安易な学校選択は避けるべきかという意味合いで、この 2 つのチョボのところも書きぶりを変えていただけたらと思っております。最後もう 1 点ですが、35 ページから 38 ページにかけて、「学校選択制のメリット」、それから「学校選択制の課題と対応の考え方」というところがありますけれども、これ読んでいますと、どうも書きぶりがですね、他都市の状況はこうだ、熟議で出た意見はこうだ、というような書き方のところと、他都市が出てきて、意見が出てきて、また他都市が出てくるという、その他都市の状況とか、この熟議での意見が混在しているようなことになっており、非常に熟議としてこういう意見が出たということがわかりにくい書き方になっていると思います。これは、他の部分もそういうところがありますけれども、やはり熟議としてこういう意見が出たところを明確に打ち出すような、書きぶりというのか、他都市と熟議、他都市と熟議、というような混在して出てくるような書きぶりはわかりにくいのではないかと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。その混在の表現は、これはわかりにくいので、他都市の分と熟議の部分とはっきりとわかるように、そこは今、委員におっしゃっていただいたところ以外も含めまして、全般的に事務局で点検をしたいと思っております。それから、23ページの観点、現場で教育目標をつくって、どういう子どもを育てたいのか、校長先生を中心に取り組んでいただいているところがございますし、今後学校の選択に関しましても、特に説明会あるいは学校案内ではそういうところを、保護者の方にきっちり理解をしてもらうところは非常に大切なことですので、今表現されていないところは、事務局で今一度検討させていただきたいと思います。それから40ページのこの風評等の選択、これはこの間我々も選択制を実施しているところが、ほぼすべてお悩みのところではないかというようにお聞きしております。この間のフォーラム、今後の意見集約もあるわけですが、やはり他人がどう思うかということにつられて選択するのではなく、そういう意味で言いましたら、各ご家庭で子どもにとってより良い教育環境は何なのかといったところで、例えば子どもさんともお話ししながらこういう制度を使うのか使わないのか、といった関係で選んでもらうべきではないかと思っております。ここは今後の制度説明、また学校での案内も含めまして、絶えず保護者の方に、ここに書いておりますような風評等での選択は好ましくないということを繰り返し説明しながら、反対に保護者はそういう選択をできるような今現在の学校の状況、そういったデータの提供等もさせていただきながら、こういう状況に陥らないように、これは事務局が今だけではなく、今後ともずっと注意しなければならぬ点ではないかと思っておりますので、ちょっと表現は別々になっておりますので、その趣旨がわかるような表現も含めまして、考えさせていただきます。以上でございます。

委員

すいません。保護者の意見として、きっと保護者はこの資料で、大阪市が学校選択というものを望んでいると思うのですね。最初にも言ったかと思うのですが、指定外就学についても本当にわかっていない方がいらっしゃる中で、またこの間ずっと熟議をしている中で、保護者だけの学校フォーラムを各24区の中学校校区のなかで、ほぼやってきたかと思うのですが、きっと出席率にしても本当に一部ですね。ですので、ここの本文の中にも周知と書いてあるのですが、今後各区での区長さんが、どのように保護者に周知してただけなのか、本来であれば全保護者に理解というか、きっとこれを言ってもわからない、どのように各区で、どういうふうに変換すればよいのか、最初のアンケートの中でも、きっと反対の方が多いのですね。このままいけば、各区での学校選択について、しないという方向性の方が、強いのではないかと思います。ですけれども、中では選択をするという方向性を出している保護者の方もいらっしゃる中で、さきほど委員がおっしゃったように、する方、しない方、きちっと理解をした上で、できる周知という方法を取っていただきたいと思います。それと、ここの区ではやろうと思っても、隣の区ではしないとい

うことであれば、隣接区域が隣りの区であればできないですね。隣の区はしない、自分の区はするということに。ですので、その場合の連絡というか、区の状況の伝達といいですか、区長さんがきっと説明していかれるかと思うのですが、自分の区がどうするかだけではなく、24区が今こういうことをやっているということ、保護者に伝えていただきたいのと、東淀川区では全小中学校で保護者にアンケートをとらせていただきました。その内容もすべて持っておりますが、できればすべての保護者にアンケートをとっていただけたら、区長さんも悩まなくても一部の意見だけとっている状態で、きっとここは言われるかと思うのですね、全員ではないのではないかと。結局区でやりますよといった時に、どこまで意見をとって「やる」ということになったのかということになるのであれば、もう学校自体ですべての保護者に、その中で、するかしないかは、保護者の判断であって、それをとっていただければ、より正確に判断できるのではないかと。それともう一つ、地域と希薄になるのではないかとということですが、今各区において、地域自体が混乱している状態ですね、大阪市は。地域自体が今までどおり活動できない、PTA・保護者と連携している場合ではないという状態になっているので、学校選択だけではなく、大阪市全体で学校、保護者、地域が本当に一体となって活動できる案を早く出していただければ、今までやっていたことを暫定の予算の中で地域自体が動けない状態の中で、きっと学校選択で他から来る地域に求めても、今そんなところではなく、意見が出ないのではないかと感じております。以上です。

事務局

事務局からお答えできる範囲でお答えさせていただきますと、一点、各区のフォーラムで、保護者、参加者の意見集約の、この春からの分も、24区で状況が異なっているといったところは事実でございます。これはこの間の区長会でも今後のスケジュールについても、口頭でご説明させていただきまして、詳細は教育委員会と区長会で今後詰めていくということになっておりますが、今ございましたように、改めて悉皆調査は必要ではないかと。今後区長さんで保護者の方により伝わる手法を区ごとに考えていただきますが、すべての保護者について、来られる方と現実問題なかなかそういう場に来られない方がおられることは事実でございますので、そういう説明会を開くのは大切なところですが、それを補てんする機能として、アンケートというのは重要な役割でありますので、これは教育委員からもそのような意見もすでに事務局はいただいておりますので、具体的には今後区長会と詰めますが、そういう方向は事務局としても必要ではないかと思っております。それから先ほどから教員のことでございましたが、当然これは事務局案というものができ上がりましたら、24の区長さんに提示させていただきますが、ほぼ同時期に小学校、中学校ごとにこれは校長先生ですが、全校長先生にお集まりをいただきまして、これは教育委員会事務局からこの熟議の経緯も含めまして、すべて説明をいたします。それをしなければ、それ以降の意見集約で、学校現場もどう関わってよいのか、なかなか分からないかと思ひ

ますので、きちんと学校現場も関わられるようにそういう説明会は、区長会に提示するのとはほぼ同時期に小学校、中学校の全校長先生に集まっていただきまして、ご説明をさせていただきます。

委員

委員がおっしゃったことは、ぜひ入れていただきたいです。やはり区長のそれぞれの動き方に違いがあるのが、ご意見として出てくるのだとしましたら、まさしくそれは事実だと思いますので、熟議として各区長さん全員にこういうことは、留意していただきたいということを入れていただくことは良いのではないかと思います。あと学校選択制もそうなのですが、やはり大阪の子どもたちを良くしていこうということで、大阪だけが教育委員会の中に区担当理事ということで、行政の人間が入るということに大きな意味があると思うのです。私はそれを踏まえまして、自分の役割とは何かを考えて、まず8月に就任してはじめにしたことは、校長先生と現場に行ってお話することをしました。そこでやはり学校選択制の話題になると思ひまして、こちらからも校長先生としてはどうですかということでお話をお聞きしました。各区長いろいろなやり方があると思うのですが、今保護者の方もそうですけれども、大勢の場で話せる人と、一人だと話せる人がいて、これは具体的な話になるのですが、例えば校長先生も全員が集まったところで、自分のご意見が言えるか言えないかという駆け引きみたいなものがありますので、私の場合は一人ずつお伺いするということを丁寧にしたいと思ひましたし、そこでそういう中で区担当理事というのがなぜ置かれたのかと、やはり「ニアイズベター」という言葉が市政改革の中でありますけれども、教育委員会があつてそれで区担当理事が区民に一番近いところに配置されて、それはやはり一番近くにいて区民の方々、学校の先生のお声を直接お伺いする立場になったんだと思うのです。その役割をきちっと果たしていかなければいけないと思ひております。私の場合ですけれども、たぶんこの熟議のなかで、随分前からですね、学校教育力、地域教育力、家庭教育力の3つの連携によって子どもたちを支えていくというお話が確かあったと思うのです。その話が出てくるとすごくシンプルな話になると思うのです。今申し上げた学校教育力と地域教育力と家庭教育力について、学校現場の方々が、校長先生が頑張っているいろいろやろうとなさってきたのですが、どうも上手くいかないのは当たり前かと。学校の先生はお忙しいのです。あと地域の方々の調整というのも地域の方々の思いというのもいっぱいありますので。それで今回区担当理事になった我々というのが、学校教育力と地域教育力と家庭教育力のそれぞれをコーディネートさせていただき、繋げていったり高めていくような仕事をするのだというように私の場合は感じております。これについて区長会で揉みながら区長の役割とは何かを考えていくことを、我々一生懸命しなければならないと思ひているのですが、そういうような3つのことを高めることを鑑みながら区長さんは動いていただきたいようなことも、書いていただけると地域のことも大切にいたしますし、保護者のことも大切にいたしますし、学校のことも大切にするという

立場で動くということが意思決定としてわかりやすいのではないかと、感想として思いました。

委員

Aグループの話の中で、その町に子どもが戻ってくるサイクルということで、個人の家で考えれば25年になるであろうと。子どもを育てて、またその子が帰ってきて子どもを産むというのが25年になるだろうと。その中で都市化によって学区域とのアンバランスというのが出てくると思うのですね。現状の学区域が果たしてその地域に子どもが住んでいるのに合っているかどうか。当然こういった問題の持ったエリアであったり、逆に自治会がそのあたりをしっかりとやっていると、やっているというのは少し違うのですが、子どもの世代交代というお話も出てきたかと思うのですが、そういった意味で、教育委員会と区長がしっかり区のことを考えていただければというお願いがあります。あと、風評なのですが、風評が悪いわけではなくて、どの親もその風評を本当に信じて聞くかといえ、そうでもないのですが、慎重にしてほしいということは明示する必要があると思うのですが、やはり先ほど委員の言葉にもありましたが、学校としてどういう教育をしていくのかということは文言として入れていただければと思います。あと質問なのですが、5ページが一番上ですね、「またこの間、市会での」という私はこの言葉を知らないのですが、「市会」というのは何なのでしょう。あと、最後の50ページですね、「他の市との区域外就学について」の「他の市と当該区との協議により、…」というところで、区域外就学を何らかの事情で他の市から入ってくるといことだろうと思うのですが、最後の行に、「通学区域に居住する児童生徒と同様に優先扱いとするべきである」という、この「優先扱い」という言葉がどうなのかなという、なぜ優先しないといけないのかなということを感じました。

事務局

すいません。5ページが一番上、「市会」というのはいわゆる市議会のことでして、正式には「大阪市会」ということで議会はおっしゃっておりますので、その表現にかえさせていただきます。そして、50ページですね、(7)なのですがこれは非常にレアケースなのですが、現状としてそういう状況がございますので、ここに項をおこしておりますけれども、優先というのかこれまで同様の扱いといったところがございます。これは守口、門真、大東という区域的に言いますと旭区や鶴見区というところがございますが、その市の境界線が非常に入り組んでいる地域が実はありまして、例えば守口でしたら具体的には太子橋小学校ですが、守口の市域が食い込んだ状況になっておりまして、その校区と校舎の範囲で言いますと、太子橋の近くまでこの守口の市域が迫っているといつところがありまして、これは急にこうなったというより過去からのものですが、おそらく国道一号線とか大きな幹線道路が走っているということも加味されていると思うのですが、一部守口市

域にお住まいのお子さんが大阪市内の学校に通っている実例がございますので、そのことを補記しているところがございます、そのお子さんだけ特別扱いというより、これまでも同様の扱いという意味ですのでそこは表現がわかりやすいようにさせていただきます。

委員

いろいろ皆さんのお話を聞きながら考えているのですが、やはり私は23ページの「改善に向けた観点」のところをしっかりと考えていっていただきたいと思っております、さきほど委員の方から選ばない人の利益も大事にするべきではないかということに対して、事務局からそれは地域の学校を選ぶという意味で、選んでいるのではないかというお話がありました。ただ、選ばない人ではなくて、大阪の子どもには選ばない人が結構たくさんいるんですね。それは、非行少年、少年事件、少年の真犯事件等を見ながら思うのですが、そういう方の親は決して子どもの学校に興味をもって選ぶとか、そんな余裕が全くなくて、逆に家のなかで虐待がある子どもは外に出てしまっています。そういう親御さんは、選ばないというより選べない、自分の生活に一杯で選べないという親御さんが結構います。そういう親御さんのもとに育つと、やはりお子さんも選ぶ意欲を失う、そういうお子さんたちがそれなりに、残念ながらこの経済状況の中で家庭環境、地域状況のなかで大阪ではたくさんいるんですね。ですので、そういう方の声はしっかりアンケートをしても出てこない声だと思うのです。ですので、ここの23ページ子どもの最善の利益と書くと、なかなかそういう子どもたちに思いが至らないんですが、保護者の声だけを聞けば良いという意味は、そういう子どもたちの公の教育が育っていく責任とかそういうところも実現しないといけないということも含んでいますので、この観点のなかでぜひ、いじめとか通学上の安全もちろんそうなんですが、親自身に力がなくて支援してあげないといけない。子どもも、もちろん、支えていかなければならない子どもが、例えば選ばないまま不人気校に残されるという状況が発生しないようにという意味も込めて観点の中に少しわかりやすい表現で入れていただければと思います。そういう意味では区長さんで、アンケートなり意見集約する中で、声がないからニーズがないということでは決してありませんので、おそらく保健所とかいろいろなところから、そういう声が拾えると思いますし、必ずそういう方にとって悪い仕組みにならないように、そういうところも意見集約の中でぜひ反映させていかないと、本当に…。実はやはり、経済的に恵まれた人が選択権を行使しているというのは事実なんですよ。選ばない人たちがいて、不人気校と人気校の固定化が実際に進んでいるというような調査結果もありますから、ここもこの中に入れた上で、教育委員会でも議論をしていきたいというふうに思うので、表現も少しそこを変えていただけたらと思います。

事務局

わかりました。この間ですね、23ページに、もともとは障がいをお子さんに対

しての配慮が、これまでも本市におきましたら教育相談を丁寧にやりながら対応しているところですので、そういう観点から入ったところでございますけれども、ただこれはグループの中でもですね、今委員がおっしゃったこと以外にも、やはり教育的な配慮をしなければならないお子さんがいるのではないかというのは、各グループでも意見が出ましたので、ここでははじめ等という形だけでそれ以外の表現はできておりませんので、もうちょっと丁寧な表現にしたいと、実際にグループでもそのようなご意見も出ておりますので、いわゆる家庭上の問題も含めまして、そこは丁寧な表現にさせていただきたいと思っております。

委員

まず、そもそもなぜ今学校選択制なのかという、一番スタートの段階に戻った話になるのですが、そう思われている方がかなりいらっしゃるなかで、このたたき台と言って良いのかわかりませんが、この案ができあがってページを開いて「はじめに」というところで、どういうことなのか、なんだろうと読み始めたときにですね、学校選択制をはじめる理由というのが、市長が言ったから、それと保護者の権利の追及というような感じだけで、さきほど委員から言われたように、この子どもたちをどのように育てるのかという部分がないのが、ちょっとさみしいと、このスタートの段階で次のページにひろげていく気にならないような感じかなと思いました。まとめていただいているのに大変失礼な言い方なのですが、最初の文というのが大変重要かと思うのです。それと、風評被害の件というふうにありましたが、風評被害を考えた時に、この31ページの「学校選択の希望調査」というところで、「希望調査の結果については、ホームページ等で公表する」と。この段階で風評は始まってしまうのではないかと懸念もございます。あと、委員もおっしゃられたように、「ニアイズベター」という言葉は私も大好きです。学校もやはり「ニアイズベター」が良いのかなというように思います。あとですね、区長にお願いなのですが、判断されるときに、我々みなさん子どものために、というのが大前提なのですが、そこにさきほどからありますように地域、子どもの教育を与えてくれる先生方、その先生方の活動環境が整わないと、子どもにも十分な教育が行き渡らないという観点からも、ぜひ先生方の立場も考慮していただきたいと思います。あと区長が判断されるときに、それぞれの区のデメリットという部分もしっかり公表されたうえで、判断していただきたいと思います。以上でございます。

事務局

はじめに、いろいろ表現が足りないのではないかというご意見をいただきました。できるかぎりこの間の流れの部分盛り込んだつもりでございますけれども、市長が言った、それだけではなくて、保護者からもそういう意見が寄せられていることも事実でございますので、ちょっと書きぶりがあるかないか、それはもう一度考えさせていただきます。そ

れから、31ページの結果を出せば風評につながるというのは一つのご意見だとは思いますが。ただやはりこういう手続をする以上は、やはり出せる情報はきっちりと出していかなければ、どこでどう決まったかわからないという方が、考え方によりましたら風評とか噂話が先行していく可能性もありますので、そこはある意味では裏腹の関係にあると思いますけれども、やはりそういう情報は出していかなければならないのではないかと思います。ただ、さきほどから申し上げておりますように、風評等になりますと、これは既に行っている自治体でも悩ましい問題の一つで、教育委員会の担当者に聞きますと、やはりこの問題に関しまして苦慮されている自治体はいくつか聞いております。そういう意味で言いましたら、その教育委員会にお聞きしますと、これは絶えず保護者の方に、風評とか周りの噂話で学校を選ぶものではございませんというのを、繰り返しお話をして、あらゆる機会を見つけて、教育委員会なり、あるいは学校現場から絶えず機会を見つけて、繰り返しお話をさせていただきしかありませんといったところがございまして、これは我々も仮にこのような制度を行うということになりましたら、今だけの問題ではなく、未来永劫続く問題ではなかろうかと思えます。例えばそのことに関して、風評に関して、この制度に大きな支障が生じているということがあれば、またそれを解決するためにどうすれば良いのかというのを、いろいろ、例えば協議の場を設ける必要があるのだとしたら、そういったものを設けて、またそれに向けた検討は今後しなければならないのではないかと考えております。

委員

関連して2点、ご質問させていただきたいと思えます。今お話あった風評についてというところで、ホームページで公開をすると、31ページのdに「1～2週間程度の希望変更期間を設け、希望の変更を受け付ける。」というところの後、またこれも実際にさきほど言ったように、どこの学校に人気があつて等が、まさしく見えてくるのは確実だと思えます。ですので、この公表の仕方というの、もちろん結果としての公表はしていかないといけないのは事実と思えますけれども、公表の仕方というのは検討していかなければならないと思えますし、検証もしていかなければならないとすごく思っております。あと、47ページの(5)「障がいのある児童生徒等の就学について」という部分で、さきほどからこのあたりはお話に出てきていると思いますが、これの書き方として、「障がいのある児童生徒等の就学について」ということで「等」が入っておりますよね。そして、その下①「基本的な考え方」とあるのですが、これを読んでいくと障がいのある児童生徒のことしか書いていないようなかたちなんです。次のページをめくると、④では「心身的な事情等により…」というのが出てくるのですが、この文章の流れとして考えると、この基本的な考え方という部分にも、この「等」の部分というの、やはりきちっと書くべきではないのかなと。この文章から読み取ると必要ではないかという部分と、あともう少しこらへんは手厚く、もう少し書いてあげる、項目を増やしてでもきちっとわかりやすく書いてあげるべきではないかというふうな意見でございします。

事務局

ありがとうございます。47ページに関しまして、「等」というところで、おっしゃられるように基本的な考え方は障がいのあるお子さんに、なかば限定した表現になっている、読んでいけばそうなっておりますので、グループ議論の中では、障がいのあるお子さんと同じように、やはりこの選択の段階でも配慮すべき御事情があるのではないかと具体的に49ページの一番下になっておりますけれども、そのグループ議論の流れもこれでは読み取りにくいところもございますので、今、委員から提案いただきましたことも踏まえて、表現は事務局で今一度考えさせていただきたいと思っております。それから、やはりさきほどからありますように、風評の問題、いろいろご議論いただいておりますが、これだけでなく、やはりひとつの制度でございますので、基本的な考え方といたしましては、実施をすればそれで終わりというのではなく、例えばアンケートがありますけれども、実施している自治体では毎年保護者の選択の、もう一度確認が必要ですが、申請書を出していただくタイミングだと思うのですが、アンケートみたいなものもその時の対象の保護者の方には全員行っているわけです。そういうかたちで保護者の意向がどう変化していくのかというのを見ている自治体もございますので、そういったところを見ていくのが、この制度が保護者にどう理解されているのかを見るひとつの目安になってきます。これは一例でございますが。他のやり方もあろうかと思っておりますけれども、制度を実施するだけではなく、その後の検証方法も考えていきたいと思えますし、そのあたりは実際、教育委員会だけではなく、区長会からもご意見今後出てくると思っておりますので、そういう中で整理をしていきたいと思っております。

委員

第1回からずっと私がこだわっているところがあるのですが、それは何かと言いますと特に大阪市でなぜ今の時期に選択制について、議論されるかということについて「はじめに」で書いていただいているのですが、先行事例として東京および各一般都市、政令指定都市とお書きいただいておりますが、それであれば実際に近畿の中で実施していない政令指定都市がたくさんあるんですが、なぜ実施していないのか、そういうことを本当言えば書いていただきたいんですよ。そうすればそれぞれ、例えば以前話を聞きましたら横浜市では経済的な事情から学校選択制については議論をしないといけないとかあったんですが、例えば京都市あるいは神戸市といったところは、なぜしないのか。規制緩和のなかで、やはり学校を選べることは子どもにとって大事なのですが、それであれば京都市あるいは神戸市等は、学校選択制についてどのように考えているのか。卑近な例としてそういうことも、やはり大阪市教育局から聞いていただいて、そういったこともできたら載せていただけたら、もう少し保護者の判断や、区長にしても、判断が行いやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

わかりました。指定都市の状況もこういうところも含めて、書ききれていないところがありますので、今おっしゃいました近隣の指定都市、あるいは横浜は、一応お聞きしているのは選択制の導入に向けて、一定の議論をして、パブリックコメントまで取られて、ただ最終的には実施を、やめたのではなく見送っているという状況もお聞きしておりますので、その経緯もどこまで表現できるのか、横浜市さんのご都合もあると思いますので、そういったところもこの「はじめに」の方が良いのか、あと他都市のいろいろな事例等も書いておりますので、そういうところが良いのかも踏まえて、補記できるものがあれば補記したいと思っております。

委員

そもそものところに戻るという話なったんですけども、さきほど、学校選択制を入れるかどうかということについても、熟議の中では話をしたと思うのですね。例えば小学校については、指定校の変更事由を緩和することによって、だいぶ制度としては保護者の要望に応えるものになるのではないかという話もこの間出ていたと思うんです。ですので、多数決をとったわけではないのですが、Aグループの方でもBグループの方でも、少なくとも小学校については学校選択制が果たして必要かどうかというの、疑問に思うということがあったと思うので、そのあたりも記載しておいていただきたいと。中学校については少し意見は分かれていたかと思いますが、小学校については、近くの学校に指定校の緩和で行けるようになるのであれば、ほとんど学校選択制は必要ではないのではないかとこの議論が出ていましたので、お願いします。

委員

さきほど、近隣で京都市、神戸市がありましたが寝屋川市もお願いします。

事務局

近畿の自治体でもですね、数は多くないのですが、選択制という手法を今言われた寝屋川市さんがございますが、入れている自治体もございますので、そういったところもいっしょに補記はしたいと思っております。それから、この熟議におきましては、1回目に言いましたように、どの制度が良く、どの制度が悪いというものを整理する。考えられるものをすべて、両論を併記したいといったところでございますので、小学校に関しましても、通学距離うんぬんで、例えば25ページですね、自由選択制のなかに通学距離、これに関しては小学生においてはというようなところのご意見、実際そういったところのご意見を加味すべきではないかといった意見もございましたので、ちょっと今のご意見も含めてもう一度表現は考えたいと思っております。

委員

45ページの「各手法の関係」というところで、「学校選択制を実施し、指定外就学の基準を緩和する。」となっておりますけれども、これもし指定外就学の基準を緩和した場合、学校選択制というのと、指定外就学の基準を緩和のどちらを優先されるかどうかを、もし決まっているのであれば明記した方が良いと思うのと、指定外就学の基準の緩和が、文書では下の方にいくつか書いておりますけれども、もっと具体的に、例えば中学校の部活動は校長先生の反対等もございましたが、もう少し具体的に書かれた方が良いと思います。あと、ちょっと戻りますが31ページの「抽せん」という部分なのですが、私が思うに1校だけ選ぶと理解はしているのですが、例えば選ぶのも積極的にこの学校を選びたいと思う方と、変な言い方ですけども校区の学校には行きたくないと言う理由の2つ、もし選択制を選ぶ場合はあると思うのですが、もしあまり良いことではないですが、校区の学校には絶対に行きたくないから選択制を使いたいという方で、いくつか希望を出したいとか、そういう方もいらっしゃると思うので、そのことをどう考えていらっしゃるのかというのを疑問に思いました。さきほど校長先生がクラブ活動のことで、転出する学校のことを考えてほしいという意見がありまして、とてもそのことは校長先生の意見として、私の心にも届いたのですが、やはり子どもの保護者として申し上げますと、希望するクラブがないというのは中学生にするとつらいことかと思うので、できたらクラブ活動だけ隣の、近隣の学校に参加するとか、例えば2つ、3つの中学校とかで協力しあって、野球部は指定の中学校とか、クラブだけそこに行くとか、そういったことの連携ができれば良いのか、もし転出するのが困るのであればクラブ活動だけでもそういうことができれば良いと思います。一人の保護者の意見ということで、お願いします。以上です。

事務局

45ページのところについて、最初にご指摘いただきましたけれども、教育委員会事務局案のなかで教育委員の皆さんと十分ご議論していきますけれども、a、b、cと順番に列挙をしているものでございまして、この扱いに関しましては、例えば小学校、中学校の新1年生の選択制は、それ以外のこの点の3つ目に書いておりますように、毎年、年度中途の転入生という方が少なからずおられますので、そういった方にも選択の機会を確保するという意味では、この指定外就学の緩和をすれば、どちらの方にも基準を提供すると。選択の基準を提供することになるかと思しますので、そういう意味もひとつあるかと思っております。ただ、どちらが優先かと、それは事務のなかで整理をしていかなければならないと思っております。それから31ページの抽せんで、今抽せんの希望を書くのも、1つだけではなく複数あるのではないかという趣旨のご質問もあったかと思いますが、これは多分に実務的なものでございます。他のところで行っているところも、さまざまございまして、多くは校区外の学校をひとつだけ書いていただいているところが多い

わけではございますけれども、中には外れた場合は、再度希望を募っている自治体もございますし、それであれば最初から複数の希望があれば書いてもらおうと。そして1つの学校しか希望がないという場合は、当然1つですし、希望数が仮に2以上ありますという保護者の方にはそういうような記入も認めるというのも実務上の問題ですが、あろうかと思っておりますので、今後いろいろ考えなければならない観点かと思っております。最後にクラブ活動のことで、複数の学校の合同クラブというイメージもひとつご提案いただきましたけれども、正直クラブの時にありますと、学校の教育課程外になりまして、どこの学校に集まるのか、やはり通学の問題、片一方でお子さんがそういうところでクラブに参加したいというお子さんのお気持ちがあることも、我々もこれまでもいろいろ聞いておりますので、直接選択制の中で今のクラブの抱えている問題を、すべて結論を出せる問題ではなかろうかと思っておりますが、さきほどクラブに関しましては現場の校長先生からも意見が出ましたが、一度指定外基準と、これは選択制の指定外基準の中にクラブ活動の位置付けをどうするのかといった問題は十分に教育委員会のなかで議論をしたいと思っておりますが、ただ今おっしゃったような合同のクラブとかいったものは、この就学制度だけでは答えが出てくるものではございませんので、その点は本日指導部も来ておりますので、今後のクラブ活動が抱えている課題として引続いて整理はしていきたいと思っております。

委員

本当に貴重なご意見がたくさんございまして、しっかりこれを検討していただこうと思っております。その中で一部だけ、私の考えと補足だけ申し上げたいと思っております。やはりここで一番重要なのが、私は保護者のお考えならびに自分の意思を表明できるようになった中学生がどのように自分の意見、思考を表明されるか、このへんがやはり一番大事にすべきであろうと思っております。それで最善の利益を考えるということであり、子どもが何かの犠牲になってはならないということでもありますので、この人たちの考えというのをしっかりと見極めたいと思っております。それから、区について、なかなかさっぱりしたものが出ないのではないかというご意見があつて、これも痛いところではございますが、大変いくつもの組み合わせがあらうかと、選択の数はあらうかと思っております。それに配慮して区長さんとともに手を携えながらベストなものをつくっていく、それを地域、地元の事情を加味して、ちゃんと配慮してということなのであらうと思っております。3点目が、選べない人たち、選べない人たちの配慮というところでございます。本当に、これは現状のままで良いのか、それで良いのかということになると、やはりきちんとこの方たちのご意見を頂戴してくということが必要なものであつて、やはりなるべくそういう方もノーアンサーではなくて、きちんと皆さんの声から受け止めていくということが、例えば全員の方に書いていただくということを徹底していくということが、ひとつの道ではないかと思っております。それから校長先生から、不幸な生い立ちの方のお話が出ました。これはどんな制度であらうと、これはきちんと対応しなければならない。これはまったく制度がどうであらうと、

教育の基本のところにあるわけですので、本人の教育を受ける権利が奪われるようなことはあってはならないと、真っ先にやらなければならないことです。こういった例から言いますと、優先順位という考えをきちっと入れておかなければならないのではないかということをしりてまいてました。その点では23ページで追加されていますけれども、「教育的な配慮を要する子どもたちの課題の解消を優先する。」ということが、改善に向けた観点ということで、しっかり書き込まれていると。それは大変ありがたいことかと思っております。それから最後に、子どもをどう育てるかということがございました。これも大変重要なことかと思えます。これにつきましては、今別途、大阪市の教育振興基本計画というところで、本当にこれはどのようなことが必要なのかということが、より大きな場でいろんな知恵を出していただいて、策定する過程にまだあります。まだ、有識者の方たちのご意見も決まっておりますけれども。そういったことを踏まえながら全体の、その中でこの選択制という問題、指定外就学、指定校の変更ということがどのように扱われていくのか、それを見極めてまいりたいと思っております。

事務局

今後の意見集約でいろいろ何点か意見がございましたが、今事務局が告示している案では、その点はあえて書いているといえ、52ページの終わりの一項しか表現はしていません。さきほど、今後のスケジュール案についても記入したいというふうにご提案しましたけれども、その中で今後意見を集約するにあたっての、例えば地域との関係の話もございましたけれども、今日出された意見をそれに合わせまして整理するかたちで作っていききたい。50ページから51ページの(8)までになっておりますが、例えば(9)というのをその後の候補として、そのあたりの表現をしていききたいと思っております。

委員

資料のことなんですけれども、資料4、資料5の部分が、この資料集のなかで非常に厚い部分を占めていると思うのですが、資料4などは、以前Aグループだけかもしれませんが、いわゆる1枚ものになってマルがついてですね、札幌市でしたらこういった場合はマルとかいうものが出ていたのですが、それをつけていただくと、これ全部を見るというのはなかなか大変なことだなと思しましたので、それを資料につけていただけたらということと、もうひとつですね、資料5の東京の中で指定外就学がどうなっているのかというのを一覧表にさせていただいて、横に、前いただいたように、学校選択制との関係を一覧表にさせていただくと非常に整理されて見やすくなるのではないかと、これはお願いなのですが、以上です。

事務局

ありがとうございます。他の政令指定都市と東京23区、今日お見せしておりますのは、

それぞれの都市の状況、それは資料として添付しております。今おっしゃられましたように、一覧表がなければちょっとお互いの区の比較も難しい状況になっておりますので、そこは今お話ありましたように、資料はそれぞれ、資料4、資料5は添付するかたちでちょっと至急お作りいたします。

委員

私は、さきほどもご意見ありましたが、市長に任命をされ、権限を委譲された区長という立場から、最後に何点か申し述べたいと思います。さきほどここへ至る経緯のなかで、市長が言ったからというご意見もいただきました。これは前回もこれまでの経緯の部分で厚くするよにということで、事務局にお願いをしてこの「はじめに」の部分が分厚くなったひとつの要因ではあるわけなのですが、さらに私たちが考えないといけないのは、市長がそういう問題提議をなぜしなければならなかったのかという観点なんですね。それを熟議の冒頭に盛り込むかどうかは、我々の見識によると思うのですが、しかし取りまとめて言うと、橋下市長を中心に現在市政改革を進めていると、進めていかなければならないと。この背景は、言うまでもなく大阪の経済がじり貧になり、失業者も多く犯罪も多いと。特に子どもを狙った犯罪は、非常にこの大阪市内多いと。こういう大阪の現状をどう打開していくかということを、オール大阪で考えていかなければならない。これはもちろん教育だけの課題ではなくて、産業政策からあるいは住民自治の問題から、ありとあらゆることで、市政改革を進めていかなければならないと、そういう背景があるんだということを、私たちは認識をしなければならぬと思うのです。では何が、一番市政改革のプランに盛り込まれている要素かということ、これまで支えあい地域とか、住民同士の支えあいで良き大阪を築き上げてきたと、しかしこれが支え合いからもたれあいになっているのではないかと、ここでもう一度個人の自立とそれから地域の自立を回復していかなければならないというのが市政改革プランに盛られた基本的なコンセプトであったはずなんです。そういうところから考えた時に、学校選択制というのは、橋下市政改革プランのなかの根幹的な政策であるということまで、ぜひともご理解をいただかないと、市長が言ったからこういうふうな議論になっていますよというところに話が流れてしまうかなと思っております。地域との関係についても、決して地域との密接な大阪におけるこの関係を否定しているわけではなく、市長もよく言っておりますのが、地域の一部の方々の大きな声が健全な地域活動を阻害しているのではないかと。それは他の大多数の地域住民に対しても悪い影響を与えているのではないかと。一部の地域の方々と区役所との関係も見直していかなければならないと。一部の地域の方々の声で、学校や学校で学ぶ大多数の児童の利益が損なわれているのではないかと。それをもう一度見直しましょうと、健全化させましょうという大きな市政改革プランのなかで、これは学校教育ではありませんが、皆さんもご存じのように地域活動協議会を設置していこうという方針とかですね、ありとあらゆる市政改革プランに沿った施策を進めていく中で学校選択制に対する問題提議だということを改めて

認識しなければならないのではないかと、これは区長の立場から思います。それから、次に全く違う問題ですが、教育長と先般、話をする機会があって、学校選択制と市立小学校、中学校の統廃合の問題との関係はどうなのかということ、先日やり取りをさせていただいて、公の場で。そして市立小学校、中学校の問題と学校選択制は基本的にリンクしないというのがお考えなのですが、一方で区の実情に応じて、市立小学校、中学校の課題を見据えて学校選択制の議論をするのもありだということ、先般明確におっしゃったと思いますので、その市立小学校、中学校の統廃合の問題が、全くここで熟議の資料のなかで触れられていないのはどうかと。これは個人的な問題提議として申し上げたいと思います。それから、前回配られた未定稿の資料と「終わりに」の部分ですが、今回配付された部分とで、文言として一番大きく違うのは、下から二つ目の点で、「次に教育委員会の区担当理事を兼務する各区長におかれましては」という区担当理事の文言が補われたんですね。ここは正確に書かないといけないと思うのですが、区担当理事が補われたということは、一般的にみると、区担当理事の権限として、各区の学校選択制についての案も区長が取りまとめることができ、かつ区民の皆さま方の意見を聞かなければならないとなっているように思われるわけなのですが、しかし、これは教育委員会事務局もご存じのように、区担当理事の職務として明確に位置付けられておりませんので、この学校選択制についての案をまとめるということは。ですのでここは非常に誤解が生じる場所であって、もっと正確に書いていただくとしたら、区長としてあるいは教育委員会としてどこからどこまでが法令に定められた権限であって、簡単に言うとどんな役割を担わされているのかというのを、誤解がないように書いていただく必要があるのではないかと思います。最後に一言いうと、これで言うと熟議の報告書がありますと、教育委員会が案を出しますと。さらに区長が区の案を取りまとめなさいということになるわけですね。この論理構成でいくと。ではこの3つが並行するのか、並列で定義されるのか、その3つの位置関係はどうなのかという根本的な今後の課題というか、プロセスの整理が足りないと思いますので、私はやはり今回の熟議の前までには区長会でも相談、協議をして今言いました熟議の報告書も含めて、この3つの案の位置付けというか、これからの活用のされ方については整理をしていただいた方が良いのではないかと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。今、委員からありました3つの案の位置付け、これは特に保護者からお互いにどう関係あるのかと、今ここに来られている委員さんは、だいたい位置付けについてご理解いただいていると思うのですが、一般の保護者の方にきちっとご理解していただかないといけませんので、それはさきほど申し上げました、この後スケジュール案とか、意見集約の仕方等ありますので、その中でお互いの案がどういう位置付けになっているのか、わかりやすくわかるようにその点も踏まえさせていただきます。それから、ご指摘ありました52ページの区担当理事の職務でございますけれども、これは今区長が

おっしゃるように、あくまでも9月末におきましては、まだ区担当理事の職務として学校選択制の議論、位置付けはまだされておりません。と言いますか、現在はされておりません。今後はそのことを踏まえて、区の事務局案を整理することと一緒に区担当理事の職務をそこで一緒に整理をする予定にしておりますので、そういう意味で言いますと、ここの表現が必ずしも現時点におきましては適切とは言い切れない側面がございますので、現時点の表現に即した表現に変えさせていただきます。それから、さきほど教育長の話はこの間、教育委員会事務局と区長会との意見交換の時の話ではないかと思っておりますが、基本的にはこの間議会でも、教育委員会事務局から説明しているのは、学校選択制と学校の適正配置とは別々の問題であるという認識になっております。と言いますのは、学校の適正配置に関しましては、適正配置に関する答申というものが、適正配置審議会から2年前に最新のものが出されているという経過もございますので、別の問題とするという教育長から発言をさせてもらったと思っております。ただ、今後の意見集約の中で、現に適正配置は、11学級以下の規模の小さい学校に関しては、そういう議論、提言もしているところですので、今後の意見集約のなかで、例えばその問題をどうお互いに、最初から適正配置がありきではなくて、どう整理をしながら意見集約あるいは保護者への説明、そういったところは正直言いまして区によって状況は非常にばらばらでございます。そういった小規模な学校がない区もあれば、区のほとんどが小規模な学校であるという区も一方でありまして、これも区の状況が非常にまちまちでございますので、今後事務局といたしましては、事務局案というものが教育委員会議会で一定結論が出ますと、区長会にご提示をしたいと思っておりますが、その時も24の区長さんでは、いろいろな意見があると思っておりますので、また区代表委員とも詰めさせていただきますが、例えばブロック区長会もされていると聞いておりますし、そういう場、あるいは最終的に区の状況がまちまちですので、そこはそことして具体的な詰めはそれが終わってから、各区長さんの方とさらに詰めるなり、そのあたりは丁寧なやり方をやっていきたいと、意見集約等に混乱が生じないように丁寧なやり方をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

訂正とお願いをしたいと思っております。読み返しております、22ページの4(1)の点の2番目の「現在、特に小学校は、現行の就学制度のままでよいのではないかという意見、学校選択制には、学校と地域との関係や児童、特に小学生の登下校の安全確保、風評等による学校選択、特定の学校に集中することなどによる児童生徒数の偏り等…」というこの生徒数ですけれども、これ読んでいくと小学校のことだけ書いているので、これ児童数だけですね。これの訂正と、あとお願いとしましては、その22ページの下の方の点のサイレントマジョリティとか48ページの障がいのある児童というところの、インクルーシブ教育という言葉の難しい部分はもう少し分かりやすい表現で書いてあげた方が、誰でもわかるかなと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

事務局

ありがとうございました。22ページの1つめの点ですが、これはおそらく小学校だけではなくて、いわゆる小中学校共通ですので、むしろ下よりは小中学校を直す方かと思いますので、表現は今一度行います。それから、今ございました表記ですね、わからない保護者の方もおられるかと思うので、この後にわかりやすいかっこ書きで入れるなり、今2つ意見が出ましたが、ちょっと他も、さきほど市会とかいう言い方も、我々何気なく使っている表現ございますが、今一度わかるようにほかのところも見て、分かりにくいところは適切な補記を、あるいはわかりやすい表現に変えるなどそこはさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

ファシリテーター

ありがとうございました。まだご意見おありかと思いますがけれども、30分を過ぎてしまいましたので、この辺で区切りにさせていただきたいと思います。今日のご意見につきましては、前回同様にファシリテーターと事務局で、整理をさせていただきます。それを今回同様送らせていただきますので、次回までにできましたら、再度検討していただいて、もし何か重要なご意見がありましたら、前もって事務局の方へご連絡をいただければありがたいと思います。次回はできましたら、最後でございますので、報告書の形式を整えていただきたいと、それを最後にしたいと考えております。本日は時間をオーバーするご熱心なご発言、本当に感謝しております。遅くなりましたけれどもこれで私の進行は終わりとさせていただきますして、事務局へ対応をお渡ししたいと思います。

事務局

(次回日程を連絡し、終了)